

(2) 佐久市建設工事等の入札における最低制限価格制度実施要綱の一部改正について

ア 現場管理費の算定割合の見直しについて

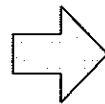
国において、現場管理費の積算に対する割合と工事成績評定点との関係に基づき、低入札価格調査基準価格の算定式のうち、現場管理費に係る部分の見直しがされたことに伴い、同様の見直しを行います。

* 算定割合の見直し

現場管理費の算定割合を「0.70」から「0.80」に改正する。

<H21.4～現行>

【範囲】	
予定価格の 7.0/10～9.0/10	
【計算式】	
直接工事費×0.95	} 合計額 ×1.05
共通仮設費×0.90	
<u>現場管理費×0.70</u>	
一般管理費等×0.30	



<改正後>

【範囲】	
予定価格の 7.0/10～9.0/10	
【計算式】	
直接工事費×0.95	} 合計額 ×1.05
共通仮設費×0.90	
<u>現場管理費×0.80</u>	
一般管理費等×0.30	

イ 端数整理について

現行の最低制限価格は、1円単位で算出していますが、入札価格の算定に当たっては、入札参加者の負担が大きくなり、また、予定価格は、設計書における各工種の積算基準により端数整理していることから、最低制限価格についても同様に、入札書比較価格の算出の基礎となる費目の額ごとにそれぞれ算出した額の合計額に対して、設計書の端数整理の方法に合わせ、次の表により実施します。

最低制限価格の端数整理区分

区 分		設計金額	最低制限価格の 端数処理方法
建設工事	建築工事以外の 工事 (土木工事等)	50万円以上	1万円未満切捨て
	建築工事	1,000万円未満	1万円未満切捨て
		1,000万円以上	10万円未満切捨て
建設コンサル タント等の業 務	建設コンサル タント業務	50万円以上	1万円未満切捨て
		100万円未満	1千円未満切捨て
	建築コンサル タント業務	100万円以上	1万円未満切捨て
		1,000万円未満	1万円未満切捨て
	1,000万円以上	10万円未満切捨て	

ウ 適用時期

本年10月以降に入札の公告又は指名通知をする競争入札から適用

佐久市建設工事等の入札における最低制限価格制度実施要綱

平成21年9月18日佐久市告示第97号

改正 平成23年8月26日 告示第117号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第2項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、市が発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務（以下「建設工事等」という。）の競争入札に最低制限価格を設けることについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 建設コンサルタント等の業務 建設工事に係る測量、調査、設計等の委託業務をいう。
- (3) 設計金額 消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出した消費税及び地方消費税の額を含む設計金額をいう。
- (4) 入札書比較価格 予定価格に105分の100を乗じて得た額をいう。

(対象入札及び最低制限価格の設定)

第3条 予算執行者は、設計金額が50万円を超える建設工事等に係る競争入札について、最低制限価格を設定するものとする。ただし、特別な事情があるときは、最低制限価格を設定しないことができる。

(最低制限価格の算出方法)

第4条 最低制限価格は、次に掲げる方法により算出した額とする。ただし、最低制限価格の端数処理方法については、次の表によるものとする。

区 分		設計金額	最低制限価格の 端数処理方法
建設工事	建築工事以外 の工事	50万円以上	1万円未満切捨て
	建築工事	1,000万円未満	1万円未満切捨て
		1,000万円以上	10万円未満切捨て
建設コンサル タント等 の業務	建設コンサル タント業務	50万円以上	1万円未満切捨て
	建築コンサル タント業務	100万円未満	1千円未満切捨て
		100万円以上	1万円未満切捨て
		1,000万円未満	
		1,000万円以上	10万円未満切捨て

(1)建設工事 次に掲げる入札書比較価格の算出の基礎となった費目の額ごとに、それぞれ算出した額の合計額とする。ただし、その合計額が、入札書比較価格の100分の90を超えるときは100分の90の額と、100分の70に満たないときは100分の70の額とする。

- ア 直接工事費の額 100分の95を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額 100分の90を乗じて得た額
- ウ 現場管理費の額 100分の80を乗じて得た額
- エ 一般管理費の額 100分の30を乗じて得た額

(2)建設コンサルタント等の業務 次に掲げる入札書比較価格の算出の基礎となった費目の額ごとに、それぞれ算出した額の合計額とする。ただし、その合計額が、入札書比較価格の100分の70を超えるときは100分の70の額と、100分の60に満たないときは100分の60の額とする。

- ア 諸経費の額 100分の30を乗じて得た額
- イ 技術経費の額 100分の30を乗じて得た額

ウ ア及びイ以外の費目の額 100分の100を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、特別なものについては、次に掲げる範囲内の額を最低制限価格とする。

(1) 建設工事 入札書比較価格に100分の90を乗じて得た額から100分の70を乗じて得た額まで

(2) 建設コンサルタント等の業務 入札書比較価格に100分の70を乗じて得た額から100分の60を乗じて得た額まで

3 最低制限価格は、佐久市財務規則（平成17年佐久市規則第39号。以下「規則」という。）に定める予定価格調書にこれを記載するものとする。

（最低制限価格設定の周知）

第5条 この要綱の円滑な運用を図るため、最低制限価格を設定した建設工事等の競争入札について、市長は、規則第105条の規定による入札の公告及び第116条第2項の規定による指名競争入札通知の際、最低制限価格が設定されている旨を記載するとともに、入札執行者は、当該入札の執行に当たり、次に掲げる事項について説明を行うものとする。

(1) 政令第167条の10第2項の規定の適用があること。

(2) 最低制限価格を下回る価格の入札を行った者（以下「失格者」という。）は、落札者（事後審査型一般競争入札の場合は、第1順位の落札候補者をいう。以下同じ。）とならないこと。

(3) 失格者は、当該入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加できないこと。

（失格者への告知及び落札者の決定）

第6条 入札執行者は、失格者があったときは、当該失格者に対し政令第167条の10第2項の規定により、落札者としないう旨を告げるものとし、最低制限価格以上の価格であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者を落札者として決定するものとする。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年10月1日から施行し、同日以後の入札の公告又は指名の通知に係る競争入札から適用する。

附 則（平成21年10月1日 告示第98号）

この告示は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成23年8月26日 告示第117号）

この告示は、平成23年 10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行し、同日以後の入札の公告又は指名の通知に係る競争入札から適用する。